

報告第10号

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

（令和7年3月31日処分）

令和7年6月4日提出

筑西市長 設 楽 詠美子



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分する。

記

筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

（令和7年3月31日公布）

令和7年3月31日

筑西市長 須藤 茂

筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月31日

筑西市長 須藤 茂

## 筑西市条例第25号

### 筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（以下「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を」を「各号の代替保育連携協力者とは、」に、「として適切に確保しなければならない」を「であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第1号中「当該」を削り、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「いずれにも該当すると認めるときは、前項」を「いずれかを満たすときは、第1項」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお、当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士により」を「栄養士又は管理栄養士により」に、「栄養士による」を「栄養士又は管理栄養士による」に改める。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。